

新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付の受付について

<2022.2.25 版>

生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を申請される方は、以下の申込方法を確認のうえ、お住まいの市町村社会福祉協議会に申請してください。

※ 受付期限 令和4年6月30日 ※

- 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の内容は、リーフレット①を確認してください。
☞ [リーフレット①\(PDF\)](#)
- 申込みにあたっては、事前に留意事項を確認してください。
☞ [留意事項\(PDF\)](#)

	緊急小口資金	総合支援資金
申込方法	お住まいの市町村の社会福祉協議会に 申込書類を 郵送 または 持参	お住まいの市町村の社会福祉協議会に 申込書類を 郵送 または 持参
申込書類	①緊急小口資金特例貸付借入申込書 ②緊急小口資金特例貸付借用書 ③緊急小口資金特例貸付重要事項説明書 ④収入の減少状況に関する申立書 ⑤住民票謄本（世帯全員／原本） ※ 住民票謄本は発行日から3か月以内 ⑥預金通帳またはキャッシュカード（写し） ⑦本人確認書類（写し）	①総合支援資金特例貸付借入申込書 ②総合支援資金特例貸付借用書 ③総合支援資金特例貸付重要事項説明書 ④収入の減少状況に関する申立書 ⑤住民票謄本（世帯全員／原本） ※ 住民票謄本は発行日から3か月以内 ⑥預金通帳またはキャッシュカード（写し） ⑦本人確認書類（写し） ⑧ 同意書
様式	☞ 申込様式ダウンロード (PDF) ※市町村社会福祉協議会でも配布しております。	☞ 申込様式ダウンロード (PDF) ※市町村社会福祉協議会でも配布しております。

【特例貸付制度に関する問合せ先】

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999 ※受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

<お住まいの市町村の社会福祉協議会>

☞ [県内市町村社会福祉協議会一覧](#)

<茨城県社会福祉協議会>

専用ダイヤル 029-297-6526 ※受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

市町村社会福祉協議会や茨城県社会福祉協議会への問合せは、混雑によりお待ちいただくことがありますので、基本的な質問については、コールセンター(0120-46-1999)を利用してください。